

神奈川県中小企業指導士の内容

周知のように昭和四十八年九月一日、自民党の中小企業基本政策調査会の発表した「小規模事業対策の抜本的強化について」という政策に基づいた「小規模対策問題」に端を発し、日税連執行部はふりまわされたばかりでなく、商法問題と同じ妥協線で進み、日税連会長は、昨年十二月二十一日顧問税理士委員補助の実施について、了解事項を取りかわしてしまった。経過は日税連の指導性が全くことを示した。

決壊広がる

顧問税理士制度の地方版ともいわれるこの問題は、「県が実施する中小企業の経営の診断を担当する者の範囲を定める要綱」により昭和四十八年十一月一日より実施されたもので県知事の要綱として県議会になんら詰ることなく作られたものであり、この要綱の作成には、元税理士会の役員の県議員が、積極的に動き、税理士会内部に名譽勲章の欲し、眞に顧問税理士制度、県の指導士の問題点を考えない会員がいるということは残念なことです。

指導士は現在の日当八千円という低いこともあって、この報酬だけではどうしても県の公共診断以外の経営相談などを行うことになり

経営相談と税務相談は密接な関係にあり、ニセ税理士の生れる可能性が多い点を神奈川県支部ではとりあげ、また神奈川青税でも、東京地方会の千葉、山梨にも影響し、全国の県でもまねて実施をする恐れのあることを強調し、税政連大会で反対意見を述べた。

川県中小企業指導士問題対策委員会が設けられ、神奈川青税会員も三名が委員となり、ニセ税理士の支部 税政連と一体となり神奈

顧問税理士制度の地方版ともいわれるこの問題は、「県が実施する中小企業の経営の診断を担当する者の範囲を定める要綱」により昭和四十八年十一月一日より実施されたもので県知事の要綱として県議会になんら詰ることなく作られたものであり、この要綱の作成には、元税理士会の役員の県議員が、積極的に動き、税理士会内部に名譽勲章の欲し、眞に顧問税理士制度、県の指導士の問題点を考えない会員がいるということは残念なことです。

温床となる恐れのある要綱を撤廃するため活躍しております。

他の行政団体もまねる

顧問税理士制度

税理士業務は、税理士だけが税理士法に基づいて行なうことが出来るものとされていて、商工会議所等が、顧問税理士を置き、一人当たり数百軒を経営指導員に行わさせ、めぐら判を押すような制度は税理士法に違反し、国、地方公共団体が法を破り、民主主義のルール

所得税納税者が七〇%強を占めているといわれる現在、税理士自身の税務業務の違反だけに反対するのではなく、納税者の権利擁護と税制、税務行政の民主化を唱える税理士が猛反対するのは当然のことだと思います。

重大な影響

岡崎正光(神奈川)

不況の中で活躍する商工会、商工會議所の経営指導

神奈川における顧問税理士制度の動き

をみだすこと自ら進んで行ってることになる。顧問税理士制度を実施することは、他の行政団体もこれをまねることは必然であり、申告納税制度を破壊し、納税者の権利を侵害することとなる。

附加価値税導入の可能性

商工会議所等の顧問税理士制度は、政府自からの失政の人気とりため、小企業対策の美名のもと

これが発生したので、眞に中小企業者対策を考えるなら課税最低限を引き上げればよいのである。これは附加価値税導入の布石であり、附加価値税は、悪税であるばかりでなく、最近の狂乱物価に拍車をかけ、二〇〇万円以下の申告

(東京地方会では他会で支部単位を部会という)その動きはないが、青税会員が部会等の部長をしている一部の部会では希望者を募つたり若手試験合格に割当てるなどしている。そして派遣税理士のニセ税理士行為をいかにチェックするか、派遣税理士の報告義務等の厳重な取締りをわれわれが進んで監視するという動きが見られる状況です。

商工会議所等の顧問税理士問題、神奈川県の中小企業指導士等の一連の問題は税理士仲間では税理士業務には直ちに影響ではなく、安閑としているので、われわれ青税会員が、その根本的背景の反対意見をのべ、これらの制度は税理士法を無視し、眞に中小企業者を救済するものでなく、税理士が自分達で自分達の首をしめるような制度の一日も早い撤廃を訴えるべきである。制度の発車に伴い、費用は国が二分の一、都道府県が二分の一を負担するということになつてるので、私達青年税理士は地

にこれが発生したので、眞に中小企業者対策を考えるなら課税最低限を引き上げればよいのである。これは附加価値税導入の布石であり、附加価値税は、悪税であるばかりでなく、最近の狂乱物価に拍

車をかけ、二〇〇万円以下の申告

日税連は去る四九年一二月二一日「顧問税理士委嘱費補助の実施についての了解事項」に調印したが、これは十二月一八日の緊急常務理事会において、理事会に代位して決定したものに基づいて行われたものである。

全税理士に甚大な影響を与える税理士制度の根幹にふれるような重大事を決定するにあたって、理事会も、理事会で「顧問税理士委嘱費補助の実施についての了解事項」を審議し、その結果に伴う本会の取扱いに関する件」の議案の下に、日税連の方針は甚だ妥当性を欠いた处置と云

「顧問税理士」で制度の

一、日税連の「了解」をめぐつて

日税連は去る四九年一二月二一日「顧問税理士委嘱費補助の実施についての了解事項」に調印したが、これは十二月一八日の緊急常務理事会において、理事会に代位して決定したものに基づいて行われたものである。

全税理士に甚大な影響を与える税理士制度の根幹にふれるような重大事を決定するにあたって、理事会も、理事会で「顧問税理士委嘱費補助の実施についての了解事項」を審議し、その結果に伴う本会の取扱いに関する件」の議案の下に、日税連の方針は甚だ妥当性を欠いた处置と云

える。しかもその代位決議の表決数は賛成19、反対15であったことであり、賛成19のうち13は正副会長会の構成員で、それ以外の常務理事の賛成は僅かに六名に過ぎなかつたと伝えられている。さて、日税連は前記「了解事項」調印のあとを受けて、「顧問税理士の派遣要綱、顧問契約の標準例等を各単位会に示達しているが、この「示達」は各単位会を当然に拘束する性質のものだろ

うか。

税理士法四十九条の十四には、日税連の設立目的等について規定があるが、この条文からは今回の「了解事項」及びそれを受けた「示達」に各単位会が当然に拘束される解釈は生まれてこない。大阪合同会においても、理事会で「顧問税理士委嘱費補助の実施についての了解事項締結に伴う本会の取扱いに関する件」の議案の下に、日税連の方針

方議会に反対決議するよう陳情することも必要であると思ひます。日税連においても昭和三十八年頃締結した「三者協定」による団体である青申会、法人会、税務局の指導下に行われていた外郭団体である青申会、法人会、税務

方議会に反対決議するよう陳情することも必要であると思ひます。

日税連においても昭和三十八年頃締結した「三者協定」による団体である青申会、法人会、税務

協会等で行われている小企業税務指導、又税務署の代筆応援などを

税理士が、何故しなくてはならぬのか。

結果的に税理士が税務署の出先機関のように思われる原因となる

ことは止めるべきである。

そして税理士会自身の小企業税務指導所を設置し小規模事業者の

記帳指導、税務指導を考えるべきである。そうすれば私達会員は積定には、ソッポを向くであろう。

極的に参加するであろう。そして

ことは止めるべきである。

そして税理士会自身の小企業税務指導所を設置し小規模事業者の

記帳指導、税務指導を考えるべきである。そうすれば私達会員は積定には、ソッポを向くであろう。そして

顧問税理士問題を

追跡する

坂 本 稔 男 (大阪)

府長官通達) において「商工会等は税理士と包括的な

「通達」(中企

のべている。

二、税理士法との関連について

税理士法との関連について

税理士法五十二条には「税理士等の斡旋を受けて商工会等の小規

模事業者の税理指導を無料で行な

い、その斡旋を必ず受託する報酬

として月額五万円を受け取ること

となる。一どうも法の取扱いが専

門家として研鑽を重ねる必要を感じ

てある。この中では、この点

について次の如く

のべている。

に留意する。(基本的性格3)

要するに、顧問税理士は商工会等の斡旋を受けた商工会等の小規

模事業者の税理指導を無料で行な

い、その斡旋を必ず受託する報酬

として月額五万円を受け取ること

となる。一どうも法の取扱いが専

門家として研鑽を重ねる必要を感じ

てある。この中では、この点

について次の如く

のべている。

する。

日税連の一元化構想と

小企業納税者の問題

石井正義

二、実現不可能な——元化

「了解事項(案)」が審議された昭和四十九年十二月十八日の日税連常務理事会で「了解事項(案)」を承認することの条件としてその抜本的対策である「小企業納税者に対する税務指導方式の抜本的改善策(「元化構想について(案)」(以下「元化構想」という))なるものを早急に具体化する旨付帯決議され、各單位会に意見の聴取を求めたことから「元化構想の内容が明らかになった。(「元化構想」の詳細については、「税理士界」昭和五十年一月十一日号参照)

小企業納税者問題は、「顧問税理士制度」の説明によりますます混乱しており、この「元化構想」は新たに大きな問題点を提起したのである。

この「元化構想」には、現在の状勢から考えて実現不可能といふことだけでなく、税理士制度そのものがあります税務当局の下請機関化されるという危険性があることを指摘したいと考えている。

「元化構想」の内容は、「社会医療保険制度を参考に税務扶助法の見地から、真に税務指導を必要としている小企業納税者のために「指定税理士」の制度を導入し、さらに「税務扶助法」のことき立法を促進して、わが国における税務指導態勢の一元化をめざす。」(前掲「税理士界」一月十一日号)とされている。「元化構想」は現在の日税連が「税務扶助法(仮称)」なるものを立法化できる力があるという過大評価と、「顧問問題」で商工会、商工會議所の二団体を相手に力負けした内容の「了解事項」に調印している現実で、税務関連諸団体の中で主導権を握ることができるといふまったくの幻想の中で生まれてゐる。

から税務当局の介入が必要と認められる」と述べている。

現に税理士会も税務関連諸団体も税務当局の指導監督下にあり、現在の実体を見れば、それは税務行政の下請機関としての一元化になることは明白であろう。

四、大阪国税局管内にみられる納税協力団体の一元化

「一元化構想」に示されている税務指導方式の一元化は、大阪国税局管内の納税協力団体が、組織の一元的運営を目指す方向と一致している。昭和四十九年のはじめ、山口宏大阪国税局長は、納税協会の「ブロック別懇談会において納税協議会」では小企業納税者の税務指導について、納税協会が中心となる具体化の一例として加古川税務署管内における「小企業税務対策協議会」では小企業納税者の税務指導について、納税協会が中心となるよう整備するとの方法をうちだして、税理士会を含めた納税協力団

指導連絡協議会は、まさに税務署の下請機関として、税務行政の円滑と合理的な運営に寄付すべき補完的機能を果そうとしているものであることが明白となる。」（税經新報」一六二号二二頁以下）と述べている。

「一元化構想」は、税務行政の便宜上、税務当局の下請機関を合理的に組織化しようとする納稅協力団体の「元化に合せ、小企業納税者対策に、税理士の職能を利用される結果となるであろう。

五、小企業納税者の基本問題

小企業納税者問題は、「税務扶助」という観点から考えるべきでなく、この問題が発生する我国の税制上あるいは税務行政上の矛盾点を指摘し、解決することが小企業納税者問題の重要な点である。

我国の所得税の課税最低限は昭和五十年改正案で、夫婦子二人の標準家庭の人的控除が、七十二万円であり、生活費課税の実体は、隠しようのない事実である。この

い、記帳能力の乏しい納税者まで
青色申告者に仕立てあげ、いわゆる
白色申告者を白眼視するような
行政を行ってきた結果が、小企
業納税者問題につながっているの
である。マル秘の標準所得率を公
開し、その妥当性を国民的立場か
ら検討し、そこで決定された標準
所得率によつて申告をできる制度を
納税者が、自主計算し、自主申告
できるようすべくである。

を加え、短期間に実現可能な、かつ効果的な一元化構想を早急に確立する必要がある」としているが現在の状勢から判断して、この理解は、当然税務当局の介入を前提とするものであり「一元化構想」

体の一元化として、「奈良税務指導連絡協議会」なるものが活発な活動を展開していることを大西耕三郎会員が指摘し、それは「非常によく整備されており、あたかも民間税務署の如き体制をとのえているに似ている。」

課税最低限の大引き上げを実施することによって、小企業納税者問題の多くは、解決するであろう。又申告納税方式の推進の役割を果す青色申告制度を、税務当局が、その普及率を競走させるよう

本年は、税理士会の役員改選が一斉に行われる。すでに終了した単位会もあるが、東京、大阪、名古屋をはじめ、殆んどはこれからであり、丁度統一地方選挙と重なって、あわただしい時期が迫つて来た。

役員改選の意義については、改めて言及するまでもないことだが、税理士会の現状と将来に思いを馳せるとき、今回ほど一般会員が期待を寄せたる改選はない。耐えぬ現況にあればそれだけ、この期待は強く大きい。

現実で実証された

全青税の活動は、いよいよのところ商法問題に明け暮れ、併せて付加価値税の解明に専心し、昨年来よりは商工会などの顧問税理士制度の粉碎に取り組んできた。すべてにおいて、税理士制度に係る問題という認識から、税理士法改正の早期実現を訴えてきた。非力ながらも関心を高め、効果も収め、何よりもわれわれの見解の的確なことが、時を経ずして実証されていることを確認しておきたい。

つまり商法の運動では、日税連の収束決定に全青税は断固反対して、「改悪阻止」の運動を継続しそうなったが、本法の一部修正とい

本年は、税理士会の役員改選が一斉に行われる。すでに終了した単位会もあるが、東京、大阪、名古屋をはじめ、殆んどはこれからであり、丁度統一地方選挙と重なつて、あわただしい時期が迫つて来た。

役員改選の意義については、改めて言及するまでもないことだが、税理士会の現状と将来に思いを馳せるとき、今回ほど一般会員が期待を寄せた改選はない。耐えぬ現況にあればそれだけ、この期待は強く大きい。

主張現執行部に退陣を

う成果に結びつけることができた。無節操な妥協による日税連の収束行為が、附帯決議の省政令化にさえ失敗したのとは対照的である。付加価値税の問題は、今国会で導入の具体化が明確にされ、昭和四十八年三月のヨーロッパ視察にはじまる全青税の対策が、誠に正確であったことを裏書きして余りある。

算措置を傍観しただけではなく、行政段階での接渉すら、会員不知のまま少数幹部の独善に任せ、みすみす事態を悪化させてしまった。しかも当初より、この制度に原則的な了解を与えていたのであるから、原則として反対を志向する会員とは隔絶している。このようになり業界を代弁する能力さえ無いのであり、こうした執行部を選出した会員は不幸である。

のスローガンにしても、「税理士法改正基本要綱」から逸脱して曇昧なものとなり、しかも顧問税理士制度への会員の怒りを法改正へ誘導して、巧みに失政の責任を免かれている。過去四年法改正全く触れず、突然この時期に大会に赴いている。このエネルギーは、

したであろう。予算化阻止の運動も、組織的に挙行され、それなりの影響を与党に及ぼしたであろうことは、商法運動の経験から推測出来るのである。

勿論当初よりこの制度に了解を示した日税連であれば、こうした発想は論外であった。こうした日税連は、同時に会員にとり論外の存在となつてゐるのである。

いずれにしろ、顧問税理士制度の実施で、一步、付加価値税の導入へ環境が整備され、大蔵当局は三木首相に強く進言したと伝えられている。われわれの付加価値税対策も、研究から反対運動へ一大転換を図る時期を迎えたことにな

強化を目的とした組織であり、運動の根源はここに集約される。従つて、活動の成果を掲げ論うこととで、他を嘲り自己を贅美する考えは毛頭もない。むしろ業界をリードすべき日税連に、その名を成さしめ得ぬ現状を悲しむものである。このような日税連の体質は、顧問税理士問題で、ますます判然としたのである。与党の政策立案に際して、何らの情報も入手出来ず、国政レベルの施策に欠け、予

は、商工会の臨税資格で拡大し、顧問税理士の制度の出現で、最早、制止できぬ状況になりつつある。重ねて付加価値税の導入が、日々報道され、会員は税理士制度の崩壊を危惧し、不安の渦にまかれている。こうした危機をすすんで招來した日税連に、不信と怒りが集中しているのである。

去る二月七日、この日税連が東京の九段会館で、税理士法改正推進総決起大会を開催した。全国か

を得ないのである。

たが、いまや全国税理士に代り、
现在的日税連執行部に退陣を迫ら
ねばならない。最善の策も、
執行部に人材を得なければ事余の
進展すら困難なことを知らされて
きたのである。無為無策の時代に
別れを告げなければならない。強
力なスタッフを選任する為、全力
を役員選挙に投入しなければなら
ないのである。

付加価値税反対の運動と

付加価値税対策特別委員長 蔭山重

パンの作成

昨年来、全青税は全国婦人税理士連盟（以下婦税連）と協力し、付加価値税の研究を続けてきたが去る三月十六日「付加価値税となつた」と題するパンフレットを発行することができた。

全 国 青 稅 連

新しも二月二十八日の新聞は、三木首相が付加価値税を昭和五十年から実施したいと、大蔵省の意向を了承したと報道した。顧問税理士制度が、付加価値税創設の布石の一つであることは、我が全青税が早くから指摘したところであるが日税連と商工會議所等の調印後間もなくこの報道があつたことは、全青税の指摘が正しかったことを裏書きしたものといえよう。然もその数カ月後には四

三月二十七日午後一時衆議院第一議員会館ロビーに集合した両連盟の会長以下二十数名は、衆議院第一、第二議員会館にそれぞれ二班ずつ、参議院議員会館に二班の計六班にわかれ、大蔵委員会または商工委員会所属の議員を重点として、各党議員に陳情を開始した。

次防以後の防衛計画を検討する機関を設置するという防衛庁の方針が発表され、付加価値税は高福祉のための財源とはいうものの、衣の下の鎧がちらりと見えた感じがなきにしもあらずであった。

三月二十七日午後一時衆議院第一議員会館ロビーに集合した両連盟の会長以下二十数名は、衆議院第一、第二議員会館にそれぞれ二班ずつ、参議院議員会館に二班の計六班にわかれ、大蔵委員会または商工委員会所属の議員を重点として、各党議員に陳情を開始した。

各班とも二時間半位の間にそれ三十数名の議員に陳情した後衆議院第一議員会館応接室に集合し、班別に陳情の結果を報告し衆議院では丁度本会議が開始さ

民社党議員も「私達も皆さんと同じ考え方ですから」と我々の陳情の趣旨に賛成してくれたこと。議員秘書で付加価値税の悪税たる所以をよく理解していたのは共産党議員秘書であったこと、等である。

班別報告の最中に社会党議員が多忙の時間をさいておいでにならり、入れ替りに共産党的小林政子議員も見えられた。兩先生とも、婦税連、全青税の活動を高く評価し、このパンフレットも大変好を得たもので、付加価値税反対を

加価値税は大変な税なので、簡単には実施できない、大蔵省もすぐにやるつもりはあるまいから「安心してよい」というようなことをいって、反対運動に水をさす感じであったこと。

価値税が実施されると高負担を強いるけれど、その人達も付加価値税を行っているので、この点自民党と一派は反対しており、この点自民党と一派は反対しております。でも慎重に考慮して欲しいと説得力ある陳情を行った例も報告されただた。

けたか、付加価値税と税理士の立場はどういう関係なのか、また改法反対運動の経過を意識して、付加価値税反対といつても税理士会全体ではどうなのか、と逆に質問を受けたことも報告され

反対である。

一、煩瑣な記帳申告義務を強いられ、中小企業はその負担にたえられないでの反対である。

一、中小企業においては税の転嫁が困難で、大企業との格差を増大させる結果となるので反対である。

一、国犯法による税務調査が横行し、健全なる申告納税制度とそれを支える税理士制度を崩壊させる結果となるので、反対であ

立憲連盟の主張を説くと、参加者全員が決意を新たにして午後四時過ぎ散会した。

れたところであり、又参議院では大蔵委員会と商工委員会が開催中であつたため、各班とも議員に直

是非とも國民運動として盛り上げるために闘つて貰いたい、国会内でも一層の努力を払つて頑張るの

税の専門家として、また納税者の権益擁護を推進せんとする税理士法改正基本要綱の立場からも、



銀世界に裸像の乱舞 一國府宮はだか祭り—

こうのみや

岡崎 信之(名古屋)

全青税
お国
めぐり

冬中、雪の降ることさえめずらしい名古屋近郊で、前夜来の大雪（積雪十七センチ）で明けた二月二十三日の日曜日、名古屋市の西隣愛知県稻沢市の国府宮は、天下の三大奇祭といわれる恒例の厄落し「はだか祭り」にわいた。「はだか祭り」の当日はなぜか「寒い」のが言い伝えの祭りだが、十センチを超える積雪は、終戦の年以来

三十年ぶりのことと、見物の人たちは寒さにふるえながら、裸男の乱舞に酔つた。不況風を吹き飛ばし、厄を落さんとする参拝客や、裸男の激突、そして冷水を浴びて、もみ合う裸男の勇壮な祭りを一目見んとする見物客が、朝のうちから降りしきる雪の中を続々と詰めかけ、同神社の参道わきの通路は人、人、人。

そもそも、この祭りは三日三晩おこもりをし、身体を清めた神男にふれると、一年厄災から逃れられるという祭りである。

午後三時過ぎには、各地区ごとに寄せ集められた厄落しの『隠迫』を結んだ竹ザサを抱えた裸男の集団が参道から境内に練り込み、次々に本殿に奉納、神男の出番待つ。

午後四時、参道は約八千人の裸男で埋まる。裸と裸が音をたててぶつかる。手オケの水がザッザッと、その裸の群れにかけられる。水は、裸と裸のぶつかり合う熱氣で、瞬時に蒸発、湯煙がもうもうとあがる。

午後四時十分、いよいよ神男の登場、鳥居わきから国府宮鉄鉢会の『親衛隊』に守られた神男がとび出して祭りはクライマックス。『ワッ』とただ一人の神男めがけて約八千人の裸男が少しでも神男

の体にふれんものと飛びかかるのがぞくと、人出はグングン伸びる。午後二時頃には境内 参道わきの通路は身動きできないほどの人で埋まつた。地元稻沢署警備本部の調べでは、人出が約二十六万人、裸男が約八千人で、いずれも史上最高を記録したということである。

そもそも、この祭りは三日三晩むと、裸男たちの歎声がひときわ高くあたりを包み、祭りは終つた。まさに裸像の乱舞、勇壮な男の祭りであった。

「国府宮はだか祭り」について國府宮神社発行のパンフレットによると、以下に御紹介して、私の不充分なルボを補わしていただきたい。

「はだか祭り」は一般的の呼称であつて、正式には「隠迫神事」といい、毎年旧正月十三日に行われる祭事であります。神護景雲元年（約一二〇〇年前）称徳天皇の勅命により悪疫退散の祈祷が各國で行われた時、尾張国司が總社である「国府宮神社」において行われた祈祷が、隠迫神事となつて伝わったといわれています。

現在では、旧正月二日に祈祷と神籤によって志願者の中から唯一

めます。同十一日早朝、土餅といつて、神灰を包み込み、外も真黒に灰をぬった餅を宮司自らがつき神前に飾ります。これはあらゆる罪穢をつき込んだものとされ、夜、隠迫神事に隠負人に背負せて追放します。そして隠負人はこの日から三日三晩隠迫殿に入つて参籠するのです。

同十三日「はだか祭り」の当日は、早朝から厄除けの祈祷者が群をなして社殿につめかけ、厄除けの護符の「なおいぎれ」やお守を受けます。「なおいぎれ」とは、神男が厄を一身に引受けるものだと信じて、自ら裂いて、祈祷を始めた信仰的な布きれであつて、神社においてのみ授与しています。午後ともなれば、裸男が群をなしで威勢よく「なおいぎれ」を擧げて隠迫殿へ駆け込みます。これは裸になれない老若男女が氏名年令等を書いて祈念を籠めた布を結び付けて青竹で、裸男が身代りとしてかづき込み、厄除を祈願してやるのです。午後三時、本殿において隠迫の祭典が行われてから、裸男は御鉢鉢を拵んで、裸男の群の中へ飛び出すのです。

裸男達は、この神男に触れて厄を托し、厄を落そうと神男に突進するのです。